

しあわせ共感
安心のまち
つるがしま
の実現に向けて

令和2年度からスタートした「第6次鶴ヶ島市総合計画」。市の将来像「しあわせ共感 安心のまち つるがしま」の実現に向けた取組などをお知らせします！

鶴ヶ島市

公式LINEを始めました！

市では、市民の皆さんにもっと便利に情報入手していただけるよう、**公式LINEをスタート**しました。現在は、新型コロナウイルスのワクチン接種予約や、ワクチンに関するQ&Aなどご利用いただけます。今後、さらに活用メニューを充実させていきますので、この機会にぜひ**友達登録をお願いします**。

LINE登録方法

- 1 LINEアプリの「ホーム」画面右上の「**友だち追加**」ボタンを押してください。
- 2 続いて、「友だち追加」画面の「**QRコード**」ボタンを押します。
- 3 起動したカメラで、**つるゴンが抱えているQRコード**を読み取り、友だち追加してください。

※ ID検索(@tsurugashimacity)でも登録可能です

問合先 秘書広報課広報広聴担当

今回ご紹介したLINEに加え、市では「広報つるがしま」を中心に、**ホームページ**や**Twitter**など、様々な方法により皆さんに情報をお届けしています。

特に、ホームページやTwitterでは、新型コロナウイルスに関する情報をはじめ、災害時の緊急情報、各種行政情報など、皆さんに役立つ情報をいち早く発信しています。

市政をもっと身近に感じていただけるよう、ほっとくつろげる日常の光景などもお届けしていきますので、新たにスタートしたLINEと合わせて、引き続き公式SNSもご利用ください。

友だち登録は
こちらから！



HPはこちら



Twitterはこちら



手軽に広報が読めるアプリ
“マチイロ”はこちら

老齢年金を受給されている皆さんへ

問合先 保険年金課国民年金担当

老齢年金は、雑所得として所得税や住民税の課税対象とされています(障害年金、遺族年金は課税されません)。老齢年金の年金額が所得税の課税対象(65歳未満の方は108万円以上、65歳以上の方は158万円以上)となる方に対して、9月中に日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、内容をご確認のうえ、提出期限までに必ず提出してください。



日本年金機構HP



提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税などの源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

小規模事業の契約希望者登録制度

問合先 財政課契約担当

市では、小規模事業の契約希望者登録制度の登録申込みを受け付けています。この制度は市内事業者の登録機会を増やすために、市が発注する小規模事業(少額な契約で競争入札を行わないもの)の契約希望者を登録するもので、簡単な手続で登録することができます。登録申請を行った方は、「鶴ヶ島市小規模事業の契約希望者登録名簿」に登録され、市が発注する小規模事業の業者選定に利用されます。なお、この名簿は、ホーム



市HPはこちら

ページなどで一般に公開しますのでご了承ください。**登録できる事業者** 市内に本店(主たる事業所)を置き、入札参加資格者の申請をしていない事業者(希望業種は問いません)**申請方法** 財政課へ直接持参または郵送
※ 申請書など、詳細はホームページをご覧ください

市営住宅(新町住宅)入居者募集

問合先 埼玉県住宅供給公社川越支所(募集事務委託先☎227・6418)、都市計画課開発建築担当



住宅の概要

新町三丁目21-14地内、鉄筋コンクリート造3階建、エレベーター・駐車場有り

募集する戸数

2戸(一般世帯用住宅2DK)

※ 定員2~4人

家賃

入居される世帯の収入により決定します。

(参考)2DK 2万4700円
~4万8600円

主な入居資格

1 鶴ヶ島市に継続して1年以上住んでいること
2 鶴ヶ島市税の滞納がないこと

3 現に住宅に困窮していることが明らかな方

※ 他にも資格条件があります

すので、詳細は9月1日から配布する「入居募集案内」で確認してください

申込期間

9月1日(水)~21日(火)(当日消印有効)

入居者の選定方法

抽選および資格審査を行ったうえで決定します。

入居予定日

12月1日(水)

入居者募集案内の配布

都市計画課、各市民センター、若葉駅前出張所で配布します。

申込先

埼玉県住宅供給公社川越支所
(〒350-1101川越市
の場2218-4ベルアートの
301号室)

女性の活躍を応援しています

問合せ 女性センター ☎287・4755

世界の中での状況

世界経済フォーラムによる、国別に男女格差を数値化した順位をつけた「ジェンダー・ギャップ指数」が、今年も、3月に発表されました。

日本はこの調査結果において、156か国のうち120位という順位でした。この低い順位には、政治分野の評価において147位となっており、経済分野の評価において117位となっていることが大きく影響しています。

このような状況を改善するためには、議会などの意思決定機関に多くの女性が参画することや、賃金や労働力、管理的職業従事者などの男女の格差をなくすよう、社会全体が変わっていく必要があります。

女性も意思決定の場へ

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の一部が、今年6月に改正されました。

日本は、諸外国と比べて、議会に参画する女性が際立って少ない状況です。女性議員が増えていけば、両性のさま

ざまな意見を政治に反映させることができるようになり、より暮らしやすい社会をつくることにつながります。

そのため、男女を問わず、立候補や議員活動などをしやすい環境を整えることを目的に、各行政機関が積極的に取り組むよう、基本原則の改正などが行われました。

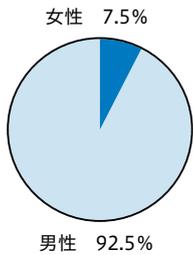
地域における女性の活躍

地域に目を向けると、今年度の鶴ヶ島市の自治会長80人のうち、女性は6人で、これは全体のわずか7.5パーセントほどの割合です。

鶴ヶ島市だけでなく、全国的に、自治会長に占める女性の割合は低い傾向にあります。

今後、地域のリーダーとして活躍する女性を増やし、地域の活動や防災の場面などに多様な視点が活かされるよう、啓発などの取り組みを進めていきます。

鶴ヶ島市の自治会長に占める女性の割合



都市計画変更案の縦覧のお知らせ

問合せ 都市計画課都市計画担当

坂戸都市計画の変更にあたり、都市計画法第17条に基づく都市計画変更案の縦覧を行います。

【県決定の都市計画】

縦覧

- ①内容 都市計画道路の変更（3・3・1号 新熊谷入間線）
 - ②期間 9月14日（火）～28日（火）8時30分～17時15分（土・日曜日、祝日を除く）
 - ③場所 都市計画課、県都市計画課、飯能県土整備事務所、坂戸市都市計画課
- 意見書の提出

- ①対象 市内または坂戸市に住所を有する方、利害関係のある方
- ②提出期限 9月28日（火）
- ③提出方法 縦覧場所にある所定の様式（県ホームページからダウンロード可）に必要な事項を記入のうえ、縦覧場所のいずれかまで直接、郵送（必着）または埼玉県電子申請届出サービスにより提出してください。

※ 電子申請届出サービスの詳細は県都市計画課ホームページをご覧ください

【市決定の都市計画】

縦覧

- ①内容 都市計画道路の変更（3・3・22号 川越鶴ヶ島線、3・4・23号 鶴ヶ島毛呂山線）
 - ②期間 9月14日（火）～28日（火）8時30分～17時15分（土・日曜日、祝日を除く）
 - ③場所 都市計画課
- 意見書の提出

- ①対象 市内に住所を有する方、利害関係のある方
- ②提出期限 9月28日（火）
- ③提出方法 縦覧場所にある所定の様式に必要な事項を記入のうえ、都市計画課（〒350-1229 住所不要）に直接または郵送（必着）により提出してください。

鶴ヶ島市都市計画図



印鑑登録制度のご案内

問合せ先 市民課住民記録担当

印鑑登録証明書は、個人の印鑑を公に証明するものであり、押印した文書に添付することで本人の同一性と意思を確認する大変重要な書類です。登録が済むと印鑑登録証（カード）が交付されますので、印鑑登録証明書の交付請求の際に提示してください。

印鑑登録できる方

市内に住民登録をしている15歳以上の方（意思能力を有しない方を除く）

印鑑登録ができる場所

市役所、若葉駅前出張所

登録できる印鑑

印影が一辺の長さ8mmの正方形より大きく、25mmの正方形に収まるもの

登録できない印鑑

大量生産されたもの、プラスチックなどの変形しやすい素材で作られたもの、文字や輪郭が欠けているものや逆彫り（白抜き）のもの、本人の氏名と判断できないもの、装飾の施されたもの、氏名以外の文字や記号の入ったもの、同一世帯で大きさ・印影の似ているもの、住民基本台帳に記載されている氏、名、旧氏以外のもの

印鑑登録の方法

（本人が申請する場合）

登録できる印鑑、運転免許証、マイナンバーカードなどの顔写真付きの本人確認書類を持って申請してください。顔写真付きの本人確認書類がない場合は、代理人の申請方法と同様に、照会書による登録になります。

（代理人が申請する場合）

登録できる印鑑、代理人の本人確認書類、委任状を持って申請してください。即日の登録はできません。照会書を自宅あてに郵送しますので、届いた照会書に必要事項を記入のうえ、登録印鑑を押し、回答期限内に申請した場所へお持ちください。

※ 保証人登録（即日登録可）

すでに鶴ヶ島市で印鑑登録をしている方に保証人となってもらい登録する方法です。詳細はお問い合わせください。

注意事項

印鑑登録証は登録印鑑と同様に大切なものです。本人が大切に保管してください。

印鑑登録証がないと印鑑登録証明書は交付できません。

小学校就学時健康診断のお知らせ

問合せ先 学校教育課学務担当

学校保健安全法に基づき、健康診断を実施します。対象児童の保護者の方には、9月上旬に就学時健康診断通知書を郵送します。通知書が届かない方、当日都合のつかない方は、学校教育課までご連絡ください。

※ 当日は、お子さん、保護者とともに検温し、発熱している場合（37・5度以上）や体調がすぐれないときは、参加をご遠慮ください

※ お子さん、保護者（付き添いは原則1人）ともに、マスクを着用してください

※ 学校には駐車場がありません。徒歩または自転車でお越しください。特別な事情がある場合には、事前に学校にお問い合わせください

※ 当日の持ち物など、詳細は通知書をご覧ください

対象 令和4年4月小学校入学予定のお子さん

場所 市内各小学校

内容 内科検診、歯科検診、視力検査、聴力検査、知能検査



学校名	実施予定日	受付時間
鶴ヶ島第一小学校	10月8日(金)	13時 5分～13時30分
鶴ヶ島第二小学校		
新町小学校	10月6日(水)	13時10分～13時30分
杉下小学校	10月5日(火)	
長久保小学校	10月7日(木)	
栄小学校	10月6日(水)	
藤小学校		
南小学校		

貯水槽水道の管理をお願いします

問合せ 生活環境課環境保全担当

マンションやビルのように、市や水道事業者が供給する水道水を一旦受水槽に貯めたあとに各住居や事務所などに供給する給水設備を、受水槽の有効容量に関わらず貯水槽水道と呼んでいます。そのうち、受水槽の有効容量が10m³を超える物を簡易専用水道と呼び、水道法に規定された管理が義務づけられています。

また、受水槽の有効容量が10m³以下の物は小規模貯水槽水道と呼び、水道法の規制を受けていませんが、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の適用を受けます。

受水槽を設置した方は、安全で衛生的な飲み水を確保するため、正しい管理を行い、定期的に検査を受けなければなりません。

なお、簡易専用水道の設置者は、1年以内ごとに1回、厚生労働大臣の登録を受けた簡易専用水道の検査機関に依頼し、簡易専用水道の管理について必ず検査を受けるようにしてください。

受水槽・高置水槽についても、掃除を1年以内ごとに1

回行わなければなりません。清掃には専門的な知識・技術が必要であることから、建築物衛生法に基づき埼玉県知事の登録を受けた建築物飲料水貯水槽清掃業者を活用することが望ましいとされています。

法定検査実施機関（簡易専用水道）



厚生労働省HP

貯水槽清掃業者



埼玉県HP

※ 登録検査機関などは随時追加・変更されますので、最新情報をご確認ください



ペットボトルは分別して出しましょう

問合せ 生活環境課環境推進担当

ペットボトル（ペットボトルの識別表示マークがついているもの）はきちんと分別することでリサイクルすることができます。



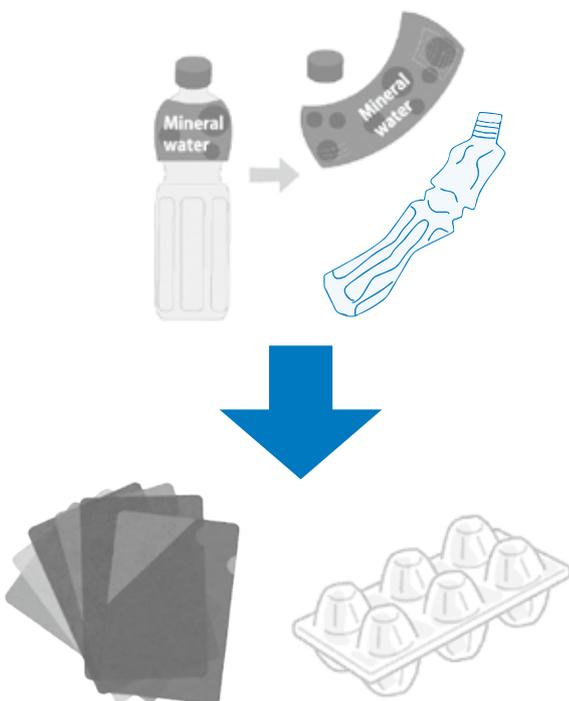
分別ルールが守られていないと収集することができず、ごみ集積所に取り残されてしまいます。

収集日を守り、正しく分別してごみ集積所に出しましょう。

分別の際のご注意

- ① 中身を空にして水で洗いきれいにしましょう
- ② 必ずキャップとラベルを取り外しましょう。
- ③ 取り外したキャップとラベルは「その他容器包装プラスチック（他プラ）」としてごみ集積所に出しましょう。

ペットボトルは正しく分別すると、クリアファイルや卵パックとして生まれ変わり、再利用されます。大切な資源として有効活用できるように、ご理解とご協力をお願いします。



誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～9月10日から16日は自殺予防週間です～

問合先 障害者福祉課障害者支援担当

自殺は「個人の問題」とされがちです。実際は、病気やケガ、失業や借金、介護や育児の負担、いじめや虐待、過労やストレスといった個人と社会の要因が絡み合い、「心理的に追い込まれた末の死」と言われています。

「死にたい」「生きたい」との気持ちの間で揺れ動き、不眠、体調不良、自殺をほのめかす言動などのサイン(予兆)を発することが多いとされています。このSOSに身近な人が気づき、声をかけ、耳を傾け、専門家につなげ、見守ることで、自殺は防ぐことができます。

この働きかける人を「ゲートキーパー(命の門番)」といいます。現代社会では誰もが心の健康を損なう可能性があります。自殺を特別なことにせず身近な問題として受けとめれば、一人ひとりは大切な人の「ゲートキーパー」です。

■気づき・声かけ

元気がない、ため息が多い、食欲がない、眠れていないなど、身近な人のいつもと違う様子が気になったら、自分なりに声をかけてみます。

■耳を傾ける

しっかり相手と向き合い、言

い分をそのまま受けとめます。うなずくだけでも十分です。これまで苦しんできたことをねぎらうことで、相手は「自分は独りでなかった」と安心できます。激励や説教は禁物です。

■つなぐ

相談を受けた側は、一人で抱えず、内容によっては早めに病院や相談機関の専門家につなぐます。本人のプライバシーを守りながら、家族や上司・友人らの協力を求めます。

■見守る

世話を焼き過ぎず、少し気に留める程度で、いつもと変わらぬ態度で、温かく、長い目で見守ります。

■ひとりで悩まず、相談してみませんか

心が弱ってしまったとき、あなたの話を聴き、支えになろうとしてくれる人はたくさんいます。「身近な人には話にくい」「専門の人と話したい」といったときには、市や県の相談窓口の他にも無料で利用できる電話相談やSNS相談もあります。

あなたの心を救うたくさんの選択肢があることをどうか知っていただください。

	相談窓口	電話番号	こんなとき、こんなお悩みに	受付時間
対面・電話	障害者福祉課 障害者支援担当	☎271・1111	家族の様子が心配、どうしたらよいか? 専門の先生や病院は? 福祉制度を利用したいなど(保健師、精神保健福祉士)	平日8時30分～17時15分
	こころの健康相談(市)	☎271・1111	ストレスから心身共にすぐれない、酒、ギャンブルがやめられない、誰とも会わずに家にばかりいるなど(精神科専門医)	相談日 火曜日午前(月1回) 【要予約】 予約受付 平日8時30分～17時15分
	暮らしとこころの総合相談会 (さいたま市大宮区錦町682-2 JACK大宮5階)	☎048・782・4675	借金や失業、パワハラやいじめ、不眠や不安など生活や健康について(弁護士、司法書士、社会福祉士など)	原則木曜日15時～19時 電話相談 平日10時～17時
	県立精神保健福祉センター (伊奈町小室818-2)	☎048-723-3333 対面 ☎048-723-1447 電話	精神科の受診、不安や悩み、対人関係や性格、飲酒や薬物、ひきこもり、うつ病などについて(保健師、精神保健福祉士など)	平日9時～17時
電話	坂戸保健所(坂戸市石井2327-1)	☎283・7815		平日8時30分～17時15分
	厚生労働省 「こころの健康相談統一ダイヤル」 よりそいホットライン	☎0570-064-556 ☎0120-279-338	悩みがある・困っているとき、一人で抱えず、一緒に解決の手立てを探す窓口	24時間365日
	埼玉いのちの電話	☎048-645-4343	心がつらく助けを必要とする人のための相談窓口	
	24時間子どもSOSダイヤル	☎0120-0-78310	学校や家庭での悩みや困りごとについて子どもと保護者のための相談窓口(県教育委員会)	
	さいたまチャイルドライン	☎0120-99-7777	抱えた思いを話して楽になりたいなど、18歳までの子どものための相談窓口(ボランティア)	毎日16時～21時

事業名	QRコード	登録方法	対象	相談時間・相談期間
埼玉県SNS相談事業 こころのサポート@埼玉		LINE	県内に居住、通学、通勤などしている方	日曜日・月曜日21時～6時 8月22日～9月20日、 3月6日～22日は毎日実施 相談期間 令和4年3月28日まで

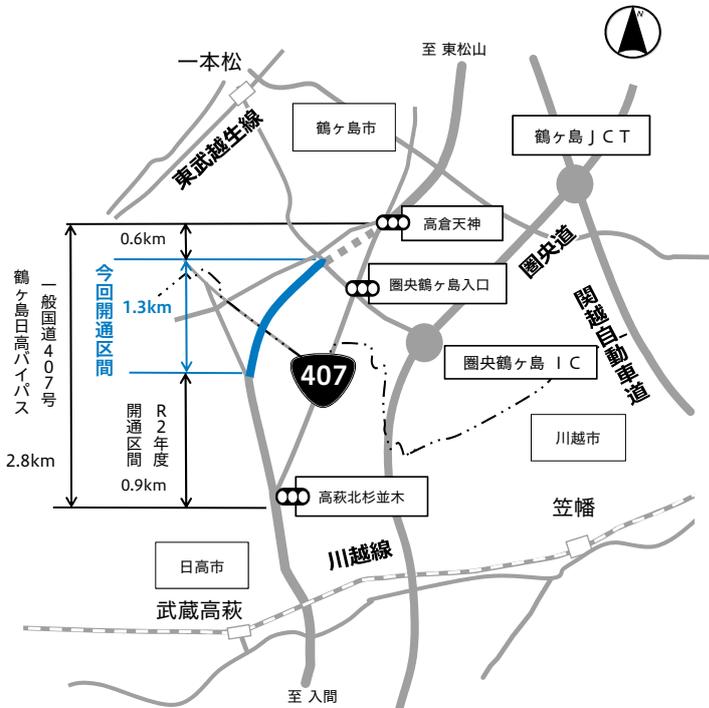
LINEやオンラインチャットなどでの相談窓口について厚生労働省のホームページで紹介しています。



厚生労働省HP

一般国道407号バイパス一部区間の開通

問合せ 埼玉県飯能県土整備事務所道路施設担当 ☎042・973・2282



埼玉県で整備している一般国道407号(鶴ヶ島日高バイパス)の一部区間が開通となりますのでお知らせします。

開通日時 9月12日(日)14時～

開通区間 鶴ヶ島市大字高倉～日高市森戸新田 1.3km



秋の全国交通安全運動を実施します

問合せ 安心安全推進課交通安全・防犯担当

6月に千葉県八街市で、下校中の小学生の列にトラックが突っ込み、小学生が死傷する非常に痛ましい事故が発生しました。運転者の呼気からは、基準値を超えるアルコールが検出されました。このような飲酒運転による事故で失うものは計り知れません。被害者の大切な命を奪うとともにその家族の人生を一瞬で変えてしまうだけでなく、運転者本人やその家族の人生をも変えてしまいます。

「少ししか飲んでいないから」、「アルコールに強いから」、「距離が近いから」など、安易な考えによる飲酒運転は大変危険です。飲酒時には、安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下している状態になり、交通事故に結びつく危険性を高めます。飲酒運転を根絶するためには、飲酒運転が非常に危険な行為であることを十分理解したうえで、運転者と周りの人が、飲酒運転は「しない!、させない!」という強い意思を持ち、みなさんで協力することが大切です。次の3点を必ず守りましょう。

① **お酒を飲んだら運転しない**
お酒を飲んだら公共交通機関や運転代行を利用しましょう。全員が安全に帰宅できるように、事前に参加者の交通手段を確認して調整しておきましょう。

② **運転者にはお酒を飲ませない**
運転者にお酒を勧めたり、飲ませたりしてはいけません。

③ **お酒を飲んだ人には運転させない**
飲酒した人には絶対に運転させません。飲酒運転の車に同乗してはいけません。

秋の全国交通安全運動実施期間
9月21日(火)から30日(木)までの10日間

